

		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
公共交通機関の乗車割引	大阪市交通局 (地下鉄)	本人と介護人が同時に同区間の乗車券を購入し、乗車する場合に限り両人とも5割引。		×
	大阪市交通局 (バス)	割引条件なし。 第1種 (A等級) は本人・介護人ともに5割引 第2種 (B等級) は大人の場合は障害者本人のみ割引。		×
	JR西日本	手帳に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種もしくは第2種と記載のあるものに限る。片道100キロメートル以上から発生。運賃は5割引。手帳に第1種と記載がある場合は介護者も割引。		×
タクシー		市営交通機関無料乗車証との併給は不可。 身体障害者手帳の交付を受けている方で、第1種の認定を受けている方には、区役所からタクシーの初乗り料金を定額給付しています。 療育手帳の交付を受けている方で、A及びB1の認定を受けている方。 下肢機能障害 (1級から3級)、体幹機能障害 (1級から3級)、脳原性の移動障害 (1級から3級)、内部障害1級の方はリフト付きタクシーになります。		×
関西電力 電気料金		×		
大阪ガス ガス使用量金		×		
大阪市水道局 水道料金		×		
博物館、美術館などの入館料		大阪市の主要博物館・美術館は手帳の提示があれば入館料無料。		
の入場料割引	ユニバーサル スタジオジャパン	本人と付添人1名のスタジオパスが半額		
	海遊館	本人と付添人1名の入館料が半額		
	天王寺動物園	本人のみ入園料無料		
	長居植物園	本人、付添人1名が入園料無料		
携帯電話料金の割引		docomo、au、Softbank の携帯電話大手3社には各種割引があります。		
NHK利用料の免除		全額免除	各手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	
		半額免除	・視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合 ・手帳の障害等級が1級または2級の方が世帯主で、受信契約者の場合	手帳の等級がAである方が、世帯主で受信契約者の場合 手帳の等級が1級の方が世帯主で、受信契約者の場合
重度障がい者医療費助成制度		障害年金等級が1級相当の方、もしくは精神障害者保健福祉手帳が1級の方。 1日の自己負担額は、1医療機関ごとに最大500円。 薬局での負担は1薬局1日あたり500円。		
税金を計算するときに控除される金額が控除分	所得税の控除	各障害者手帳を持っている方：27万円 特別障害者 (身体障害者手帳の等級が1級または2級、療育手帳の等級がA、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方)：40万円 同居特別障害者 (身体障害者手帳の等級が1級または2級、療育手帳の等級がA、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方の同居扶養親族) がいる場合：特別障害者控除40万円+同居特別障害者加算35万円=計75万円の控除 (例)同居の子供に特別障害者がある場合は、40万円 (特別障害者の控除) +35万円 (同居特別障害者加算) +38万円 (扶養控除) =113万円の控除		
	住民税の控除	各障害者手帳を持っている方：26万円 特別障害者 (身体障害者手帳の等級が1級または2級、療育手帳の等級がA、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方)：30万円		
	相続税の控除	相続人が障害者の場合は、85歳に達するまでの年数1年につき10万円 (特別障害者の場合は20万円) が控除される。		
自動車税、自動車取得税の減免措置		身体障害者1～3級、療育手帳等級A、精神障害者手帳1級の方 次のいずれかに該当する場合、障害者1人につき車1台まで税金の減免措置があります。 ・障害のある方ご本人が運転する ・障害のある方の通院・通学・通勤などの送迎や日常生活における外出のため、障害のある方と生計同一の方が運転する ・障害のある方のみで構成される世帯に対して、障害のある方の通院・通学・通勤などの		
公営住宅の優先入居		大阪市では以下の住宅の入居者募集および選考をおこなっています。 ・障がい者住宅 ・車いす専用車向け特別設計住宅 ・障がい者ケア付住宅 (単身者向け、世帯向け) ・車いす専用者向けケア付住宅 申込みは毎年5月上旬から中旬まで、申込み場所は各区保健福祉センターです。		